## 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

東北の県庁所在地六市連携による WEB サイトを活用した情報発信およびデジタルスタンプラリー実施による誘客促進業務

#### 2 委託業務の目的

東北六市(青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市、福島市)では、平成23年から28年は東北六魂祭、平成29年からは東北絆まつりを開催してきたほか、国内外でのプロモーション事業にも積極的に取り組んできた。

昨年度より開始した「東北六市連携による東北の夏祭りを活用した観光物産プロモーション」では、東北六市の夏祭り(青森ねぶた祭、秋田竿燈まつり、盛岡さんさ踊り、山形花笠まつり、仙台七夕まつり、福島わらじまつり)を、多くの方の関心を引くきっかけや素材等として活用しながら、①様々な観光情報の発信や②周遊促進、③観光物産プロモーション、④旅行商品造成等に3年間取り組み、最終的には閑散期(冬季)を含む年間を通して六市の観光客を増加させることにより、コロナ前の水準まで観光客の回復を図り、東北の交流・関係人口の拡大に寄与し、地域経済活性化を目指すこととしている。

本業務においては、①情報発信および②周遊促進(デジタルスタンプラリー)に取り組むこととし、情報発信では、六市の風土や文化のほか、食などの記事をWEBサイトに掲載して、東北の魅力を継続発信することなどにより、誘客を図る。

②周遊促進(デジタルスタンプラリー)では、祭り、食、温泉、主要観光地等を含む六市の各地点をラリースポットに設定し、参加者に六市を周遊・長期滞在させることで、六市、ひいては東北での消費拡大を促す。また、収集した行動履歴データを分析することにより、次年度以降のデジタルスタンプラリーや情報発信をはじめとする当プロモーションでのターゲット設定に生かす。

3 委託業務期間 契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

## 4 委託業務内容

- (1) 情報発信
  - ・WEB サイト「ときめく、とうほく」(<a href="https://tohoku-kizunamatsuri.jp/special/">https://tohoku-kizunamatsuri.jp/special/</a>) を引き継ぎ、管理・運営すること。
  - ・上記サイト内に、東北六市の夏祭り以外の観光情報を発信し、東北への誘客を促進するため、5月~9月の期間中、毎月各市1本ずつ六市の風土や文化、食などの情報発信の記事を追加すること。

- ・ただし、5月については、4月分の記事と5月分の記事の計2本をそれぞれ追加すること。
- ・必要に応じて、旅行会社やOTAのWEBページに「東北六市特集」等の記事を出稿すること。
- ・東北六市への来訪および周遊促進のため、WEB 広告または SNS 広告を実施すること。
- ・解析ツール (Google Analytics 及び Google Search Console を推奨) を導入し、サイトへのアクセスデータを六市職員及び受託者が計測できるようにすること。
- ・なお、上記広告の実施時期については、発注者と協議の上決定すること。

### (2) デジタルスタンプラリー

- ・東北および首都圏在住の20~50代の男女をメインターゲットに、夏祭り時期を中心とする3か月間(7月1日~9月30日頃を想定)のデジタルスタンプラリーを実施し、祭り、食、温泉、主要観光地等を含む60か所ずつ(六市各10か所ずつ)のラリースポットを設定すること。
- ・他のスタンプラリーとの差別化を図るため、東北の多様な「夏」の魅力が伝わるテーマ(例:夏グルメなど)を設定すること。
- ・上記スポットのほか、令和4年度に実施したスタンプラリーの掲載スポットを観光 スポットとして継続発信するため、スタンプラリーシステムは「プラチナマップ」 (https://platinumaps.jp/)の「Premium」プランを利用すること。
- ・ラリーの最低達成条件の想定は以下の通り。

スポット数	その他条件
60	_
12	四市周遊
3	三市周遊
2	二市周遊
3	なし

- ・参加者のインセンティブとなるよう、後述のスタンプラリー参加者数の目標数値を 考慮の上、景品を準備すること。景品は、六市の伝統工芸品や特産品等とし、その 購入および発送は受注者が責任を持って行うこと。
- ・スタンプラリー企画の目玉となるよう、60か所賞達成者1名に対して50,000円相当の景品を準備すること。
- 5ページ目に記載の目標参加者数を達成するため、企画周知のための広報を行うこと。
- ・ラリースポットおよび景品の詳細については、各市と調整の上、決定すること。
- ・ラリースポットとなる地点の事業者等との連絡調整は、受託者が行うこと。

- ・契約期間中はデジタルスタンプラリーシステムの維持管理を行い、継続して利用で きるようにすること。
- ・収集した行動履歴データから、ラリー参加者の属性や人気の立ち寄りスポット、選ばれやすい周遊ルート等の分析を行うこと。
- ・なお、本事業に関連する写真が手続きなくダウンロードできることから、必要に応じて下記 WEB ページの写真を使用することを推奨する(当該 WEB サイトでは、掲載時に写真を観光 PR 目的でダウンロードし、利用できることについて、写真提供者に同意を得ており、本事業にて写真を使用して問題がないことを(一社)東北観光推進機構に確認済)。

旅東北 フォトライブラリー

https://www.tohokukanko.jp/photos/index.html

旅東北 観光・体験

https://www.tohokukanko.jp/attractions/index.html

- ※観光・体験ページでは、「写真ダウンロードページへ」と記載があるコンテンツ のみ、写真を使用可。
- ・このほか必要な画像がある場合は、各市へ問い合わせること。

## (3) 実施結果の分析及び報告書の作成

上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書(A4版)を作成し、紙及 び電子ファイル(PDF形式)を指定する納入期限までに提出すること。

記載内容: WEBページの構築・デザイン・制作、WEB 広告実施概要および分析結果、デジタルスタンプラリーシステムの構築・デザイン・制作・参加者の行動履歴データの分析結果等

納入期限:令和6年3月31日(日)

※ただし、令和6年2月末時点での報告書を3月15日(金)までに納品すること。

### (4) その他

上記の業務に加え、本事業の目的達成に資する独自の取組みを実施すること。

#### 5 契約に関する条件等

#### (1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の 主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、

あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行 うことを原則とする。

## (2) 機密の保持

受注者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用後速やかに処分すること。

## (4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再 委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾 を得なければならない。

# 6 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

## 【考慮する目標数値および目指す効果目標について】

	考慮する目標数値(アウトプット)		目指す効果目標(アウトカム)	
情報発信	WEB サイト拡充記事掲載数	36 記事		_
	WEB・SNS 広告表示数	100, 000PV	WEB サイト PV	100, 000PV
		まで展開		
デジタルスタ	スタンプラリー実施期間	3か月間	スタンプラリ	3,000 人
ンプラリー			一参加者数	

# 【想定される見積項目一覧】

- 1 情報発信に関する経費
- (1) 東北文化の魅力/東北絆まつり公式WEBページ情報更新
- (2) 地域の文化や食、温泉、観光コンテンツ紹介記事追加、季節に合わせた記事取材(4 ~9月)
- (3) 公式WEBページへ誘導するためのWEB、SNS広告
- 2 デジタル周遊スタンプラリー(7月~9月想定)実施に関する経費
- (1) スタンプラリー特設WEBページ作成・公開
- (2) ラリーポイント 調整、システム掲載 60 か所想定
- (3) ラリーポイント表示物等作成(ポスター等)
- (4) ラリー期間管理(参加者質問対応、応募管理、データ取得・分析)
- (5) スタンプラリー参加促進のためのWEB、SNS広告
- 3 実施結果の分析および報告書の作成に関する経費
- 4 独自提案に関する経費